

大阪市監査委員 貴 納 順 二
同 松 井 淑 子
同 田 辺 信 広
同 杉 田 忠 裕

住民監査請求について（通知）

令和 2 年 1 月 22 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については請求書等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

（1）監査請求の趣旨

監査委員は、大阪市長に対し、富士通株式会社及び株式会社富士通ゼネラルから下記の各契約に関して下記の金員を市に支払わせるための必要な措置（時効中断措置も含む。）をとることを勧告するよう求める。

本件契約 1

株式会社富士通ゼネラル 6,279 万円及び利息ないし遅延損害金

本件契約 2

富士通株式会社及び株式会社富士通ゼネラル 680 万円及び利息ないし遅延損害金

本件契約 3

富士通株式会社及び株式会社富士通ゼネラル 552 万円及び利息ないし遅延損害金

本件契約 4

富士通株式会社及び株式会社富士通ゼネラル 293 万円及び利息ないし遅延損害金

(2) 監査請求の理由

ア 監査請求にかかる契約（その1）

(ア) 契約

大阪市（以下「市」という。）は、消防車用デジタル車載無線機製造の製造請負を指名競争入札の方法により発注した（物件名「消防車用デジタル車載無線機製造」）。

これに対し、株式会社富士通ゼネラル（以下「富士通ゼネラル」という。）、日本電気株式会社等が入札し、その結果、富士通ゼネラルが、2回目の入札で、2億9,900万円（税抜き）で落札した。

そして、市と富士通ゼネラルは、平成25年4月1日、請負代金3億1,395万円（消費税込み）で、消防車用デジタル車載無線機製造の請負契約（以下「本件契約1」という。）を締結した。本件契約1には、下記の規定がある。

記

第25条（不当な取引制限等に係る損害賠償の予約）

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額の100分の20に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

(1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令（同法第7条の2第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）又は独占禁止法第66条第4項の審決をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定した（確定した納付命令が独占禁止法第51条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）とき。

(2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1項の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該

取引分野に該当するとき。

(4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第96条の6に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに賠償請求する。

3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合には、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払の日から年5パーセントの割合による利息を付さなければならない。

(イ) 公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令

公正取引委員会は、平成29年2月2日、富士通ゼネラル、日本電気株式会社、沖電気工業、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気に独占禁止法第3条違反（以下「本件談合」という。）があったと認定し、これら関係5社に排除措置命令（平成29年（措）第1号）を、日立国際電気を除く4社に課徴金納付命令（平成29年（納）第1号ないし4号）を行った。

上記の排除措置命令及び課徴金納付命令は、富士通ゼネラルになされたものを除き、それぞれ確定した。

(ウ) 市の有する債権

富士通ゼネラルには、本件契約1の第25条第1項第1号乃至第4号に該当する事由がある。

よって、市は富士通ゼネラルに対し、不法行為に基づく損害賠償請求権ないし本件契約1に基づく賠償金請求権として、請負代金額の100分の20である6279万円及びこれに対する請負代金の支払日から支払済みまで年5%の利息ないし遅延損害金の支払い請求権を有する。

イ 監査請求にかかる契約（その2）

(ア) 契約

市は、消防救急デジタル携帯無線機製造の製造請負を指名競争入札の方法により発注した（物件名「消防救急デジタル携帯無線機製造」）。

これに対し、富士通株式会社（以下「富士通」という。）、富士通ゼネラルが入札し、その結果、富士通が、1回目の入札で、3239万円（消費税抜き）で落札した。

そして、市と富士通は、平成25年9月13日、請負代金3,400万9,500円（消費税込み）で、消防救急デジタル携帯無線機製造の請負契約（以下、「本件契約2」という。）を締結した。本件契約2には、下記の規定がある。

記

第25条（不当な取引制限等に係る損害賠償の予約）

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額の100分の20に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

（1）受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令（同法第7条の2第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）又は独占禁止法第66条第4項の審決をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定した（確定した納付命令が独占禁止法第51条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）とき。

（2）この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

（3）確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。

（4）受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第

95 条第 1 項第 1 号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第 3 条若しくは第 8 条第 1 号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第 96 条の 6 に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに賠償請求する。

3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払の日から年 5 パーセントの割合による利息を付さなければならない。

(イ) 公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令

公正取引委員会は、平成 29 年 2 月 2 日、富士通ゼネラル、日本電気株式会社、沖電気工業、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気（以下「日立国際電気」という。）に独占禁止法第 3 条違反（以下、「本件談合」という。）があったと認定し、これら関係 5 社に排除措置命令（平成 29 年（措）第 1 号）を、日立国際電気を除く 4 社に課徴金納付命令（平成 29 年（納）第 1 号ないし 4 号）を行った。

上記の排除措置命令及び課徴金納付命令は、富士通ゼネラルになされたものを除き、それぞれ確定した。

(ウ) 市の有する債権

富士通は、上記排除措置命令及び課徴金納付命令の直接の名宛人とはなっていない。しかし、公正取引委員会の認定によれば、「入札等において落札すべき価格は、（中略）代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定する」とされているところ、富士通はこの「代理店等」に該当し、さらに、談合により本件工事の価格の公正が害されたと認定されている。富士通には、本件契約 2 の第 25 条第 1 項第 1 号乃至第 4 号に該当する事由がある。

よって、市は富士通に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権ないし本件契約 2 に基づく賠償金請求権として、請負代金額の 100 分の 20 である 680 万円（1 万円未満切り捨て）及びこれに対する請負代金の支払日から支払済みまで年 5 %の利息ないし損害金の支払い請求権を有する。

また、富士通ゼネラルとその代理店等として受注した富士通は、市に対し、共同不法行為の関係にあるので、市は、富士通ゼネラルに対し、不法行為に基づく損害賠償請求権として、請負代金額の100分の20に相当する680万円（1万円未満切り捨て）及びこれに対する請負代金の支払日から支払済みまで年5%の利息ないし遅延損害金の支払い請求権を有する。

ウ 監査請求にかかる契約（その3）

（ア）契約

市は、消防救急デジタル車載無線機製造の製造請負（以下、「本件請負」という。）を指名競争入札の方法により発注した（物件名「消防救急デジタル携帯無線機製造」）。

これに対し、富士通、富士通ゼネラルが入札し、その結果、富士通が、2回目の入札で、2,632万円（消費税抜き）で落札した。

そして、市と富士通は、平成25年9月20日、請負代金2,763万6,000円（消費税込み）で、消防救急デジタル車載無線機製造の請負契約（以下、「本件契約3」という。）を締結した。本件契約3には、下記の規定がある。

記

第25条（不当な取引制限等に係る損害賠償の予約）

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額の100分の20に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

（1）受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令（同法第7条の2第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）又は独占禁止法第66条第4項の審決をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定した（確定した納付命令が独占禁止法第51条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）とき。

（2）この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1項の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。

(4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第96条の6に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに賠償請求する。

3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合には、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払の日から年5パーセントの割合による利息を付さなければならない。

(イ) 公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令

公正取引委員会は、平成29年2月2日、株式会社富士通ゼネラル（以下「富士通ゼネラル」という。）、日本電気株式会社、沖電気工業、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気（以下「日立国際電気」という。）に独占禁止法第3条違反（以下、「本件談合」という。）があったと認定し、これら関係5社に排除措置命令（平成29年（措）第1号）を、日立国際電気を除く4社に課徴金納付命令（平成29年（納）第1号ないし4号）を行った。

上記の排除措置命令及び課徴金納付命令は、富士通ゼネラルになされたものを除き、それぞれ確定した。

(ウ) 市の有する債権

富士通は、上記排除措置命令及び課徴金納付命令の直接の名宛人とはなっていない。しかし、公正取引委員会の認定によれば、「入札等において落札すべき価格は、（中略）代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決

定する」とされているところ、富士通はこの「代理店等」に該当し、さらに、談合により本件工事の価格の公正が害されたと認定されている。

富士通には、本件契約3の第25条第1項第1号乃至第4号に該当する事由がある。

よって、市は富士通に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権ないし本件契約3に基づく賠償金請求権として、請負代金額の100分の20である552万円（1万円未満切り捨て）及びこれに対する請負代金の支払日から支払済みまで年5%の利息ないし損害金の支払い請求権を有する。

また、富士通ゼネラルとその代理店等として受注した富士通は、市に対し、共同不法行為の関係にあるので、市は、富士通ゼネラルに対し、不法行為に基づく損害賠償請求権として、請負代金額の100分の20に相当する552万円（1万円未満切り捨て）及びこれに対する請負代金の支払日から支払済みまで年5%の利息ないし遅延損害金の支払い請求権を有する。

エ 監査請求にかかる契約（その4）

（ア）契約

市は、消防救急デジタル携帯無線機の製造請負を指名競争入札の方法により発注した（物件名「消防救急デジタル携帯無線機製造（2）」）。これに対し、富士通、富士通ネットワークソリューションズ株式会社（以下「富士通ネットワークソリューションズ」という。）が入札し、その結果、富士通が、1回目の入札で、1,396万5,000円（消費税抜き）で落札した。

そして、市と富士通は、平成26年2月27日、請負代金1,466万3,250円（消費税込み）で、消防救急デジタル携帯無線機の製造の請負契約（以下「本件契約4」という。）を締結した。本件契約4には、下記の規定がある。

記

第25条（不当な取引制限等に係る損害賠償の予約）

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額の100分の20に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときは、同様とする。

（1）受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第49条第1

項に規定する排除措置命令、独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する納付命令（同法第 7 条の 2 第 4 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）又は独占禁止法第 66 条第 4 項の審決をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定した（確定した納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）とき。

（2）この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項の規定に違反する行為があったとされたとき。

（3）確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。

（4）受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第 3 条若しくは第 8 条第 1 号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第 96 条の 6 に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに賠償請求する。

3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合には、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払の日から年 5 パーセントの割合による利息を付さなければならない。

（イ）公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令

公正取引委員会は、平成 29 年 2 月 2 日、株式会社富士通ゼネラル（以下「富士通ゼネラル」という。）、日本電気株式会社、沖電気工業、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気に独占禁止法第 3 条違反（以下、「本件談合」という。）があったと認定し、これら関係 5 社に排除措置命令（平成 29 年（措）第 1 号）を、日立国際電気を除く 4 社に課徴金納付命令（平成 29 年（納）第 1 号ないし 4 号）を行った。

上記の排除措置命令及び課徴金納付命令は、富士通ゼネラルになされたものを除き、それぞれ確定した。

(ウ) 市の有する債権

富士通は、上記排除措置命令及び課徴金納付命令の直接の名宛人とはなっていない。しかし、公正取引委員会の認定によれば、「入札等において落札すべき価格は、(中略) 代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定する」とされているところ、富士通はこの「代理店等」に該当し、さらに、談合により本件工事の価格の公正が害されたと認定されている。

富士通には、本件契約4の第25条第1項第1号乃至第4号に該当する事由がある。

よって、市は富士通に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権ないし本件契約4に基づく賠償金請求権として、請負代金額の100分の20である293万円(1万円未満切り捨て)及びこれに対する請負代金の支払日から支払済みまで年5%の利息ないし損害金の支払い請求権を有する。

また、富士通ゼネラルとその代理店等として受注した富士通は、市に対し、共同不法行為の関係にあるので、市は、富士通ゼネラルに対し、不法行為に基づく損害賠償請求権として、請負代金額の100分の20に相当する293万円(1万円未満切り捨て)及びこれに対する請負代金の支払日から支払済みまで年5%の利息ないし損害金の支払い請求権を有する。

オ 時効中断の措置が求められること

既に述べたとおり、上記の排除措置命令及び課徴金納付命令は富士通ゼネラルとの関係では確定していないものの、上記ア(ウ)、イ(ウ)、ウ(ウ)及びエ(ウ)で述べた市の富士通及び富士通ゼネラルの債権は、不法行為に基づく損害賠償請求権を含んでおり、これらの請求権は、上記命令の確定とは無関係に、上記の排除措置命令及び課徴金納付命令のあった令和2年2月2日ころに消滅時効が完成するおそれがある。この点、富田林市においては、時効中断の措置を既に取りっている。市がこれらの措置を怠り、上記の債権が消滅した場合、大阪市長及び当該手続に関係した者らは、市に対し、巨額の損害を与えたと言わざるを得ず、同人らは、市に対し、損害賠償義務を負うことになる。

(3) 結論

以上の通り、市は、富士通及び富士通ゼネラルに対して上記の債権を有しているに

も関わらず、何ら措置をとっていない。よって、地方自治法 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、監査請求の趣旨記載のとおり請求を行う。

2 請求の受理

本件請求は、平成 29 年 2 月 2 日付けで公正取引委員会から株式会社富士通ゼネラルに対する排除措置命令及び課徴金納付命令がなされたことにより、本市は以下の損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、何らの措置をとっていないことは、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実にあたることとしてなされたものであると解され、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

・本件契約 1

株式会社富士通ゼネラルに対する不法行為に基づく損害賠償請求権及び契約条項に基づく賠償請求権及びこれに対する請負代金の支払日から支払済みまで年 5 % の利息ないし遅延損害金

・本件契約 2 ないし 4

富士通株式会社に対する不法行為に基づく損害賠償請求権及び契約条項に基づく賠償請求権及びこれに対する請負代金の支払日から支払済みまで年 5 % の利息ないし遅延損害金

株式会社富士通ゼネラルに対する不法行為に基づく損害賠償請求権及びこれに対する請負代金の支払日から支払済みまで年 5 % の利息ないし遅延損害金

第 2 監査の実施

1 監査の対象事項

株式会社富士通ゼネラルが公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことで、株式会社富士通ゼネラル及び富士通株式会社の行為が、本市との消防救急デジタル無線機器等の製造請負契約（本件契約 1 ないし 4）における契約条項違反行為又は本市に対する不法行為に当たり、本市に生じた損害額について、本市職員等が違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるかどうかを対象とする。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して、令和 2 年 2 月 12 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から請求書の要旨を補足する陳述が

あり、その内容は、次のとおりである。

- ・今回の請求は全国的に行っているものであり、ずっと待っていたが大阪市は富士通ゼネラルに対してなんら行動されていないようで、時効が迫っていることもあり慌てて監査請求した次第である。実際行動に移した富田林市の例もあり、それにならって適切に処置いただきたい。

3 監査対象所属の陳述（16頁に詳述）

契約管財局及び消防局を監査対象所属とし、令和2年2月12日に契約管財局長ほか関係職員より陳述を聴取した。

4 監査対象所属に対する調査（18頁に詳述）

令和2年2月13日、同年同月14日及び同年3月10日に行政委員会事務局職員が、契約管財局及び消防局に赴くなどして、関係書類の調査並びに契約管財局及び消防局職員から聴き取りを行った。

第3 監査の結果

1 本件請求に係る事実関係

(1) 契約締結の権限

大阪市契約規則によれば、市長の権限に属する契約のうち、予定金額が一定金額を超える工事以外の請負契約の締結は契約管財局長に委任されており（第3条第1項、第3条第2項 別表第1）、各局長等は、その権限を超える契約を締結する必要があるときは、契約請求書により、契約管財局長に契約の締結を請求しなければならないとされている（第4条）。

(2) 製造請負契約の締結

ア 本件請求に係る契約

電波法（昭和25年法律第131号）が改正され、総務省より消防救急アナログ無線の使用期限が平成28年5月31日までとの通知が出されたため、使用期限までにデジタル化の運用を開始する必要があったことから、消防局長は、平成24年12月25日（本件契約1）、平成25年6月25日（本件契約2及び3）及び平成26年1月21日（本件契約4）、それぞれ契約管財局長に請負契約請求書により契約の締結を請求した。

契約管財局長は、上記の契約請求を受け、一般競争入札を行い、次のとおり契約

を締結した。

	本件契約 1	本件契約 2	本件契約 3	本件契約 4
物件名	消防車用デジタル 車載無線機製造	消防救急デジタル 携帯無線機製造	消防救急デジタル 車載無線機製造	消防救急デジタル 携帯無線機製造 (2)
入札日	平成25年 3 月 27 日	平成25年 9 月 13 日	平成25年 9 月 13 日	平成26年 2 月 24 日
契約年月日	平成25年 4 月 1 日	平成25年 9 月 13 日	平成25年 9 月 20 日	平成26年 2 月 27 日
契約金額	313,950,000円	34,009,500円	27,636,000円	14,663,250円
契約相手方	(株) 富士通ゼネラル	富士通 (株)	富士通 (株)	富士通 (株)

イ 本件契約における不当な取引制限等に係る損害賠償の予約

本件契約 1 ないし 4 の契約書第 25 条には、次の場合には、発注者（本市）に対し、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない旨規定されている。

- ・受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、排除措置命令等を受け、これらが確定したとき。
- ・この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項の規定に違反する行為があったとされたとき。
- ・確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。
- ・受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

(3) 独占禁止法

独占禁止法第 3 条では、「事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。」と規定され、第 2 条第 6 項では「『不当な取引制限』とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもってするかを問わず、他の事業者と共同して対

価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。」と規定されている。

また、第7条第1項では、第3条等の規定に違反する行為をした事業者（以下「違反事業者」という。）に対して、「当該行為の差止め、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。」と規定され、第7条の2第1項では、違反事業者に対して、課徴金を国庫に納付することを命じなければならない旨規定されている。

また、第25条では、違反事業者は、被害者に対し損害賠償の責めを負い、故意又は過失がなかったことを証明して、前項に規定する責任を免れることができない旨規定されている。

（４）公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令

平成29年2月2日、公正取引委員会は、消防救急デジタル無線機器の製造販売業者が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、次のとおり消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対し、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

違反事業者	(株)富士通ゼネラル、日本電気(株)、沖電気工業(株)、日本無線(株)、(株)日立国際電気 計5社
排除措置命令対象事業者	(株)富士通ゼネラル、日本電気(株)、沖電気工業(株)、日本無線(株)、(株)日立国際電気 計5社
課徴金納付命令対象事業者	(株)富士通ゼネラル、日本電気(株)、沖電気工業(株)、日本無線(株) 計4社
課徴金額	63億4,490万円

ア 排除措置命令の内容

- 株式会社富士通ゼネラルほか4社に対する排除措置命令書には、命令に係る「理由」として以下のような記載がある。
- ・5社は、特定消防救急デジタル無線機器を自ら落札して、当該機器を納入するほか、その代理店、工事業者等に落札させるなどして、当該代理店等を通じて消防救急デジタル無線機器を納入していた。
 - ・富士通ゼネラル、(略)は、遅くとも平成21年12月21日頃までに、特定消防救急デジタル無線機器について、受注価格の低落防止等を図るため

ア 納入予定メーカーを決定する

イ 納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する

旨合意（以下略）

- ・ 5社は当該合意の下に、（略）入札等において落札すべき価格は、納入予定メーカー自らが落札者となる場合には自ら定め、代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定するなどし、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが定めた価格よりも高い価格で入札する又は入札に参加しないなどにより、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにしていた。
- ・ 平成26年4月7日頃、（略）本件行為を指摘する文書が送付され、（略）これらを契機として、同月9日以降、（略）前記（略）の合意は事実上消滅しているものと認められる。
- ・ 5社は、共同して、特定消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定消防救急デジタル無線機器の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

イ 課徴金納付命令の内容

株式会社富士通ゼネラルに対する課徴金納付命令書には、命令に係る「理由」として以下のような記載がある。

- ・ 富士通ゼネラルは、（略）他の事業者と共同して、（略）納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定消防救急デジタル無線機器の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであり、かつ、独占禁止法第7条の2第1項第1号に規定する商品の対価に係るものである。

また、同命令書には、「課徴金の計算の基礎」として以下のような記載がある。

- ・ 富士通ゼネラルについては、（略）実行期間は、平成23年4月17日から平成26

年4月16日までの3年間となる。

- ・前記実行期間における特定消防救急デジタル無線機器に係る富士通ゼネラルの売上額は、(略)別紙3記載の物件に係る480億3850円である。
- ・富士通ゼネラルが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、(略)48億円である。

なお、上述の別紙3の「課徴金算定対象物件一覧」には、本件請求の対象である「本件契約1ないし4」の4件を含む本市に係る契約物件7件が含まれている。

2 監査対象所属の陳述

(1) 陳述内容

- ・はじめに、本件住民監査請求の対象とされている事項の経過について、説明させていただく。

まず、平成29年2月2日に、公正取引委員会が、消防救急デジタル無線機器の製造販売会社である株式会社富士通ゼネラル、日本電気株式会社、沖電気工業株式会社、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気の5者に対し、独占禁止法に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金の納付を命じたところである。

- ・ただし、このうち富士通ゼネラルについては、違反行為を認めず、取消訴訟を提起しており、同社に対する排除措置命令等は現時点では未確定である。

なお、他の4者に対する排除措置命令については、平成29年8月1日に確定している。

- ・公正取引委員会に確認したところ、本市契約に関し、課徴金納付命令の対象となった物件は、「課徴金算定対象物件一覧」のとおり、平成22年から平成26年に富士通ゼネラル及び富士通と契約した7件、総額では27億7135万2150円となっている。

なお、これら7件の契約については、公正取引委員会が、いずれも富士通ゼネラルが受注した物件として認定し、課徴金を算定されている。

- ・本件の損害回復を行うにあたり、本市が取り得る手法には、民法に定める不法行為に対する損害賠償請求と、損害賠償金の予約条項である契約書の第25条に基づくものの2つがある。
- ・いずれの場合でも、消滅時効は、「排除措置命令等が確定したとき」から進行すると解釈していたところである。

そのため、本市としては、富士通ゼネラルの取消訴訟の結果、排除措置命令等が確定した場合に、速やかに契約書の予約条項を適用して損害賠償請求を行うこととしていたところである。

- ・しかし、令和元年 11 月 7 日になり、全国 726 消防本部の消防長で構成される全国消防長会の顧問弁護士による、民法に定める不法行為に対する損害賠償請求の消滅時効の起算日の解釈が示された。

具体的には、「取消訴訟中である富士通ゼネラル分の消滅時効についても、他の 4 者の審決が確定した日である平成 29 年 8 月 1 日から進行し、3 年後である令和 2 年 8 月にも時効を迎える可能性がある。」との見解であった。

- ・これを受け、当局としても、本市のリーガル・サポーターに対して本件の時効の起算日に関する見解を伺ったところ、「起算日は広く解釈し、一番早い時期である、排除措置命令日の平成 29 年 2 月 2 日と考えるのが安全ではないか」とのことであり、令和 2 年 2 月 1 日にも本市の損害賠償請求権の消滅時効を迎えるリスクがあることが判明した。
 - ・この相談結果を受け、速やかに事業所管局である消防局と協議し、契約書の予約条項に基づく請求に加えて、不法行為に対する損害賠償請求の選択肢も確保しておくことで、より確実に損害の回復を図ることができると判断し、今回は取消訴訟の結果を待たずに「民法に定める不法行為に対する損害賠償請求」を行うべきであるとの結論に至った。
 - ・その後、両局において損害賠償額の算定や請求書の文言についてリーガルチェックを行うなど、請求に向けた事務手続を進め、令和 2 年 1 月 20 日付けで、富士通ゼネラル及び富士通ら関係者に対し、本件住民監査請求の対象となる 4 件を含む、合計 7 件の契約について、談合がなかった場合に公正な競争入札により形成されたとあろう想定落札価格と実際の入札価格の差額に相当する約 6 億円の損害賠償金と、年 5 % の遅延損害金を支払うよう請求したところである。
- なお、この請求書については、令和 2 年 1 月 21 日富士通に、また 22 日には富士通ゼネラルに到達したことを確認している。
- ・以上のとおり、本件住民監査請求において、監査請求人が求める必要な措置については、すでに実施済となっており、請求人の主張には理由がないと考える。
 - ・当局としても、消防局をはじめ関係所属と緊密に連携し、相手側が今回の損害賠償請求に応じない場合には、裁判上の請求に向けた必要な手続をとるなど、今後とも迅速かつ適切な事務手続を進めていく。

3 監査対象所属に対する調査

令和2年2月13日、同年同月14日及び同年3月10日に行政委員会事務局職員が、契約管財局及び消防局に確認した内容並びに契約管財局及び消防局から説明を受けた内容の要旨は、次のとおりである。

(1) 排除措置命令等に対する対応

平成29年2月8日、契約管財局は、公正取引委員会に対し、平成29年2月2日付けで公表された「消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」について、本市の競争入札参加停止措置関係事務並びに損害賠償請求事務に必要なため、違反行為が行われていた本市発注分に係る対象物件一覧表の提供を依頼したとのことである。

その後、平成29年2月15日付けで、公正取引委員会から上記依頼に対する回答を受け、その回答には、株式会社富士通ゼネラルが受注した物件として「課徴金算定対象物件一覧」があり、その一覧には、本件請求の対象である「本件契約1ないし4」の4件を含む本市に係る契約物件7件が含まれていたとのことである。

なお、この回答を受け、平成29年2月22日に契約管財局長は、株式会社富士通ゼネラルらに対し、大阪市競争入札参加停止措置要綱に定める競争入札参加停止措置を行った。

(2) 命令取消の訴え及び命令確定等

行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）によれば、処分等がなされたことを知った日から6か月を経過したときは取消訴訟はできないとされているところ、平成29年7月25日、株式会社富士通ゼネラルは、平成29年2月2日に公正取引委員会から受けた独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令において、各命令の内容に事実認定と法解釈について、株式会社富士通ゼネラルと公正取引委員会との間で見解の相違があることから、取締役会において、各命令に対する取消訴訟の提起を行うことを決議したとのことである。

取消訴訟が提起されたため、排除措置命令及び課徴金納付命令は確定しないとのことである。

なお、株式会社富士通ゼネラルを除く4社は、6か月以内に取消訴訟が提起されておらず、4社に対する命令は確定したとのことである。

また、契約管財局は、公正取引委員会のホームページや新聞等の報道発表資料の確認などにより、公正取引委員会が独占禁止法違反による刑事告発をしていないことを確認したとのことである。

(3) 全国消防長会による行政相談

ア 相談事例の公開

消防局によれば、平成30年1月30日付けで、全国消防長会事務総長から各会員あてに「消防救急無線のデジタル化事業をめぐる談合に関する行政相談について」の通知があったとのことである。

この通知が発せられた経緯について、消防局が全国消防長会に確認したところ、全国の消防本部からデジタル化事業をめぐる談合に関して多くの相談が寄せられるなか、全国消防長会としての対応を検討した結果、従来から実施している消防行政相談を、デジタル化事業をめぐる談合に関するものに特化して期間を定めて実施し、各消防本部から受け付けた質問及び回答を全国の消防本部にフィードバックすることにしたとのことであった。

この行政相談は、平成30年2月1日より平成31年1月31日まで受け付けられ、受け付けた相談について毎月末締で取りまとめ、全国消防長会顧問弁護士に回答を依頼し、その回答内容は、相談元消防本部に電子メールにて回答するとともに、全国消防長会のシステム内で、相談事例として毎月開示されていたとのことである。

平成30年8月に開示された相談事例に「民法に基づく損害賠償請求においても排除措置命令が確定したときから消滅時効が進行すると解することは可能でしょうか。」という問いがあり、これに対して「お見込みのとおり」との回答があったとのことである。

イ 相談事例に対する回答の一部修正

消防局によれば、令和元年11月7日付けで、全国消防長会から各会員あてに「消防救急無線のデジタル化事業をめぐる談合に関する相談事例に対する回答の一部修正について」の事務連絡があったとのことであり、その内容は、「別件の審決が確定していない状況においても損害額を算定して、不法行為による損害賠償請求をすることに格別の支障はない。不法行為に基づく損害賠償請求権を行使することが事実上可能な状況の下に、別件審決が確定していないことを理由に不行使とすることは正当化されず、消滅時効の妨げとはならない。」との過去の最高裁の判例を踏まえさらに検討した結果、平成30年8月に公開した相談事例の回

答を一部修正し、「消滅時効は他の談合行為者の審決確定の日から3年の令和2年8月とされる可能性も考えられるので、注意を要する。」とされたとのことである。

(4) 損害賠償請求

契約管財局によると、本市の損害を回復するには、本件契約1ないし4の損害賠償の予約条項（上述の1（2）イ）に基づく損害賠償請求と民法（明治29年法律第89号）の不法行為（第709条）に基づく損害賠償請求の2つがあるが、いずれの場合でも、消滅時効は、「排除措置命令等が確定したとき」から進行すると解釈していたとのことである。

そのため、株式会社富士通ゼネラルの取消訴訟の結果、排除措置命令等が確定した場合に、速やかに契約書の予約条項を適用して損害賠償請求を行うとしていたとのことである。

しかし、令和元年11月7日付けの全国消防長会からの上記事務連絡を受け、消防局と契約管財局は協議を行い、本市のリーガルサポーターに相談したうえで、「起算日は広く解釈し、一番早い時期である、排除措置命令日の平成29年2月2日と考えるのが安全ではないか」という見解を得て、令和2年2月1日にも本市の損害賠償請求権の消滅時効を迎えるリスクがあることが判明したとのことであり、時効成立の可能性がある時期までに請求し時効を中断させるべきであると判断したとのことである。

また、排除措置命令書及び公正取引委員会から提供を受けた課徴金算定対象物件一覧表によれば、請求人が主張する本市の契約4件（富士通株式会社との契約を含む）については、すべて株式会社富士通ゼネラルが受注した物件であり、課徴金算定対象に含まれているとのことである。

これらのことから、契約管財局及び消防局は、株式会社富士通ゼネラルらは、本件製造請負契約に関する入札談合という共同不法行為により、本件製造請負契約の入札における本来あるべき競争性を失わせ、本市に損害を与えたとして、富士通株式会社を含む株式会社富士通ゼネラルら関係者に対して不法行為に基づく損害賠償請求をすることとしたとのことである。

そこで、本市は、令和2年1月20日付けで、内容証明郵便で損害賠償請求を行い、令和2年1月21日又は令和2年1月22日に相手方への到達を確認したとのことである。

なお、損害賠償額の算定については、談合がなかった場合に公正な競争入札により形成されたであろう「想定落札価格」と実際の入札価格の差額に相当する金額であり、「想定落札価格」は、本件の談合期間後に他の自治体で談合がなく締結されたと考えられる類似の契約情報から算定した平均的な落札率に基づいているとのことである。

また、利息ないし遅延損害金については、「想定落札価格」と実際の入札価格の差額に相当する金額に対して請負代金の支払日から支払済みまで年5%で算定しているとのことである。

4 判断

以上のような事実関係の確認、監査対象所属の説明及び監査対象所属に対する調査に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求における本市職員等による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実の有無について、消防救急デジタル無線機器等の製造請負契約の締結を行う本市職員等は、当該契約に関して契約条項や関係法令に反するなど必要があると認めるときは、損害賠償を求める等本市の損害の回復をはかる職務上の義務があると解され、株式会社富士通ゼネラルが公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことにより、株式会社富士通ゼネラル及び富士通株式会社の行為が、本市との消防救急デジタル無線機器等の製造請負契約における契約条項違反行為（本件契約1に係る株式会社富士通ゼネラル、本件契約2ないし4に係る富士通株式会社）又は本市に対する不法行為（本件契約1に係る株式会社富士通ゼネラル、本件契約2ないし4に係る株式会社富士通ゼネラル及び富士通株式会社）に当たり、本市に損害賠償請求権が生じていることが明らかであるにもかかわらず、債権を行使していない場合は、不行使を正当化する特段の事情がない限り、財産（債権）の管理を怠るものとして違法となるというべきである。

この点、請求人は、平成29年2月2日付け公正取引委員会から株式会社富士通ゼネラルに対する排除措置命令及び課徴金納付命令がなされたことにより、本市は、本件契約1に係る株式会社富士通ゼネラルに対する不法行為に基づく損害賠償請求権及び契約条項に基づく損害賠償請求権及びこれに対する請負代金の支払日から支払済みまで年5%の利息ないし遅延損害金を請求する権利、本件契約2ないし4に係る富士通株式会社に対する不法行為に基づく損害賠償請求権及び契約条項に基づく損害賠償請求権及びこれに対する請負代金の支払日から支払済みまで年5%の利息ないし遅延損

害金を請求する権利及び株式会社富士通ゼネラルに対する不法行為に基づく損害賠償請求権及びこれに対する請負代金の支払日から支払済みまで年5%の利息ないし遅延損害金を請求する権利を有しているにもかかわらず、何らの措置をとっていないことは、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実にあたると主張していると解される。

まず、株式会社富士通ゼネラル及び富士通株式会社の行為が、本件契約1ないし4の契約条項違反に当たり、本市に損害賠償請求権が生じているかについて検討する。

本件契約1については、契約相手方である株式会社富士通ゼネラルが、独占禁止法に基づく排除措置命令等を受け、これが確定したときは、契約条項による損害賠償請求権が生じるといえるが、当該排除命令等は確定していないため債権は発生しておらず、本件契約1の契約条項第25条第1項第1号ないし第3号の違反行為があったとはいえない。

また、株式会社富士通ゼネラル又は株式会社富士通ゼネラルの役員若しくは使用人が、本件契約1について、刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、これが確定したときは、契約条項による損害賠償請求権が生じているといえるが、当該判決が確定した事実は認められないため債権は発生しておらず、本件契約1の契約条項第25条第1項第4号の違反行為があったとはいえない。

本件契約2ないし4については、契約相手方である富士通株式会社は、独占禁止法に基づく排除措置命令等の名宛人ではないため、当該契約条項違反行為の当事者とはいえず、契約条項第25条第1項第1号ないし第3号の違反行為をしたとはいえない。

また、富士通株式会社又は富士通株式会社の役員若しくは使用人が、本件契約2ないし4について、刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、これが確定したときは、契約条項による損害賠償請求権が生じているといえるが、当該判決が確定した事実は認められないため債権は発生しておらず、本件契約2ないし4の契約条項第25条第1項第4号の違反行為があったとはいえない。

よって、株式会社富士通ゼネラル及び富士通株式会社に、本件契約1ないし4の契約条項第25条第1項第1号ないし第4号に該当する事由があるとはいえず、本市が損害賠償請求権を有するとは認められない。

次に、株式会社富士通ゼネラル及び富士通株式会社の行為が、不法行為に当たり、本市に損害賠償請求権が生じているかについて検討する。

不法行為に当たるかどうかについては、次の点を踏まえて判断を行う必要がある。

- A 独占禁止法第25条は、同法第3条等の規定に違反する行為をした事業者等は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずる旨規定している。
- B 民法第709条は、不法行為による損害賠償について、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う旨規定している。不法行為の成立要件としては、(a) 故意又は過失、(b) 権利・利益侵害(違法性)、(c) 損害の発生、(d) 因果関係のすべてを満たすことが必要とされている。
- C 民法第719条は、数人の者が共同の不法行為によって他人に損害を加えた場合及び共同行為者中の誰が実際に損害を加えたのか明らかでない場合、各不法行為者は、生じた損害について連帯して責任を負う旨規定している。行為者それぞれに一般不法行為(709条)の要件を満たす必要はなく、共同行為と結果(損害)との間に因果関係が見いだされれば、共同行為者各位の個別的な因果関係は必要ないとされている。
- D 最高裁判例では、「当該行為が民法上の不法行為に該当する限り、公取委による審決の有無にかかわらず、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使することを妨げられないのであり、審決が確定するまで同請求権を行使しないこととすると、地方公共団体が被った損害の回復が遅れることとなる上、同請求権につき民法724条所定の消滅時効が完成するなどのおそれもある」とされている。

この点、株式会社富士通ゼネラルに対する平成29年2月2日付け公正取引委員会からの排除措置命令等は確定していないが、次のような事実が認められる。

- ・排除措置命令により、「5社は、特定消防救急デジタル無線機器を自ら落札して、当該機器を納入するほか、その代理店、工事業者等に落札させるなどして、当該代理店等を通じて消防救急デジタル無線機器を納入していた。」「入札等において落札すべき価格は、納入予定メーカー自らが落札者となる場合には自ら定め、代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定するなどし」とされている。
- ・排除措置命令等により、「(株式会社富士通ゼネラルを含む)5社は、共同して特定消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定消防救急デジタル無線機器の取引分野における競争を実質的に制限していた」とされている。
- ・株式会社富士通ゼネラルに対する命令は確定していないが、他の4社はこれを認め

ており、これらに対する命令は確定している。

- ・株式会社富士通ゼネラルに対する課徴金納付命令の違反行為の理由において、談合により「（略）公共の利益に反して、特定消防救急デジタル無線機器の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、（略）独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであり、かつ、独占禁止法第7条の2第1項第1号に規定する商品の対価に係るものである。」とされており、課徴金算定の対象物件に、違反行為の実行期間中に入札が実施された本件契約1ないし4が挙げられ、その契約額が算定の基礎となる売上額に算入されている。

確かに、株式会社富士通ゼネラルに対する排除措置命令等は確定していないことから、談合という不法行為が明らかになされたとは断定することはできないとしても、上記の点から、当該契約において株式会社富士通ゼネラル及び富士通株式会社らにおいて共同不法行為による談合があったということは極めて蓋然性が高いと判断せざるをえない。

当該談合がなされていたとすると、受注価格の低落防止等を図るために納入予定メーカーの決定等について合意がなされており、公正な入札によって形成されていたであろう価格より割高なものとなっていたと考えられ、この差額が本市の損害に当たるといえる。

これらから、当該談合行為が明らかになされていたとは断定することはできないが、仮になされていたとした場合、本市は株式会社富士通ゼネラル及び富士通株式会社に対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているといえる。

その場合、当該損害賠償請求権につき、本市職員等が違法不当にその行使を怠っているかの判断については、前述Dで判示されていることから、本市職員等は、速やかに当該債権の行使をするべきであるが、令和2年1月20日付けで、株式会社富士通ゼネラル及び富士通株式会社らに対して、損害賠償金及び遅延損害金を請求する旨の通知をし、民法第153条による催告を行っていることから、本市職員等に違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるとはいえない。

また、損害賠償額の算定については、談合がなかった場合に公正な競争入札により形成されたであろう「想定落札価格」と実際の入札価格の差額に相当する金額であり、「想定落札価格」は、本件の談合期間後に他の自治体で談合がなく締結されたと考えられる類似の契約情報から算定した平均的な落札率に基づき算定しており、一定の合

理性が認められ妥当なものと判断でき、遅延損害金についても、本市が支払った請負代金の支払い日から年5%の割合で計算した金額を請求しており、妥当なものと判断できる。

5 結論

以上の判断により、本市職員等に違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるとする本件請求には理由がない。

【参考（法令等〔抜粋〕）】

1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

第2条 略

1～5 略

6 この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

7～9 略

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第7条 第3条又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第8章第2節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

2 公正取引委員会は、第3条又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第8章第2節に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から5年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二 当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

三 当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

四 当該行為をした事業者から当該行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

第7条の2 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のいずれかに該当するものをしたときは、公正取引委員会は、第8章第2節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が3年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて3年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）に100分の10（小売業については100分の3、卸売業については100分の2とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が100万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 商品又は役務の対価に係るもの

二 略

第8条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

二～五 略

第25条 第3条、第6条又は第19条の規定に違反する行為をした事業者（第6条の規定に違反する行為をした事業者にあつては、当該国際的協定又は国際的契約において、不当な取引制限をし、又は不公正な取引方法を自ら用いた事業者に限

る。)及び第8条の規定に違反する行為をした事業者団体は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずる。

2 事業者及び事業者団体は、故意又は過失がなかつたことを証明して、前項に規定する責任を免れることができない。

第26条 前条の規定による損害賠償の請求権は、第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかつた場合にあつては、第62条第1項に規定する納付命令（第8条第1号又は第2号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対するものを除く。））が確定した後でなければ、裁判上主張することができない。

2 前項の請求権は、同項の排除措置命令又は納付命令が確定した日から3年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（私的独占、不当な取引制限、事業者団体による競争の実質的制限の罪）

第89条 次の各号のいずれかに該当するものは、5年以下の懲役又は5百万円以下の罰金に処する。

一 第3条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者

二 第8条第1号の規定に違反して一定の取引分野における競争を実質的に制限したものの

（両罰規定）

第95条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第89条 5億円以下の罰金刑

（以下略）

2 民法（明治29年法律第89号）

（時効の中断事由）

第147条 時効は、次に掲げる事由によつて中断する。

一 請求

二 差押え、仮差押え又は仮処分

三 承認

（催告）

第153条 催告は、6箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事事件手続法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

（消滅時効の進行等）

第166条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

2 略

（不法行為による損害賠償）

第709条 故意又は過失によつて他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

（共同不法行為者の責任）

第719条 数人が共同の不法行為によつて他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。

（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

第724条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。
(以下略)

3 刑法（明治40年法律第45号）

(公契約関係競売等妨害)
第96条の6 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。
(以下略)

4 大阪市契約規則（昭和39年規則第18号）

(契約事務の委任)
第3条 市長の権限に属する契約で次に掲げるものについては、別に定めるものを除くほか、契約の締結（契約の変更及び解除を含み、契約の履行に係る監督及び検査を除く。以下同じ。）を契約管財局長に委任する。
(1) 工事の請負契約
(2) 工事以外の請負契約（印刷及び製本の請負契約並びに不動産以外の物件の製造、加工及び修繕の請負契約に限る。第53条を除き、以下同じ。）
(3)～(8) 略
2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約については、契約の締結を別表第1又は別表第2に掲げる局長又は区長に委任する。ただし、契約管財局長が締結する単価契約（単価の予約に係る契約を含む。以下同じ。）を除く。
(1) 別表第1に定める契約で予定価格又は予定賃料総額（期間が1年を超えるものにあつてはその年額）が同表に定める金額以下のもの
(2) 略
(中略)
(契約締結の請求)
第4条 局長等は、その権限を超える契約を締結する必要があるときは、契約請求書により、契約管財局長に契約の締結を請求しなければならない。
(以下略)

別表第1（第3条関係）

契約種別 委任する局長 又は区長	(略)	工事以外の 請負契約	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
消防局長	(略)	2,000,000	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

5 消防救急無線のデジタル化事業をめぐる談合に関する行政相談について

1 平成30年8月公開当初

相談事例14

Q2 民法を根拠とした損害賠償請求

・消滅時効は損害及び加害者を知った時から3年（民法724条）であるが、民法166条に「権利を行使することができる時から進行する。」とあり、富士通ゼネラルが取消訴訟を提訴しており排除措置命令が確定していないことから、民法に基づく損害賠償請求訴訟においても排除措置命令が確定した時から消滅時効が進行すると解することは可能でしょうか。

・（略）

A2 上段については、お見込みのとおり

下段については、（以下略）

（平成30年8月公開）

2 令和元年11月7日付け「消防救急無線のデジタル化事業をめぐる談合に関する相談事例に対する回答の一部修正について」

相談事例14

Q2 民法を根拠とした損害賠償請求

・消滅時効は損害及び加害者を知った時から3年（民法724条）であるが、民法166条に「権利を行使することができる時から進行する。」とあり、富士通ゼネラルが取消訴訟を提訴しており排除措置命令が確定していないことから、民法に基づく損害賠償請求訴訟においても排除措置命令が確定した時から消滅時効が進行すると解することは可能でしょうか？

・（略）

A2 平成30年8月に公開した相談事例14、Q2に関する回答の中で、上段部分の質問事項に関しては「お見込みのとおり。」と回答していたが、過去の最高裁の判例を踏まえてさらに検討した結果、次のとおり見解を変更します。

上段については、最高裁の判例によると、別件の審決が確定していない状況においても損害額を算定して、不法行為による損害賠償請求をすることに格別の支障はないものと判断が示されている。

また、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使することが事実上可能な状況の下に、別件審決が確定していないことを理由に不行使とすることは正当化されず、消滅時効の妨げとはならないとの判断が示されている。

以上のことから消滅時効は他の談合行為者の審決確定の日から3年の令和2年8月とされる可能性も考えられるので、注意を要する。

なお、民法第147条において、裁判上の請求を行った場合には、消滅時効が中断される。

（以下略）